

## 起業・創業支援事業 Q & A

(対象について)

**Q1**  どんな業種が対象となるのか？

A1  日本標準産業分類に基づき、次の業種が対象です。

①製造業、②情報通信業、③卸売業・小売業、④宿泊業・飲食サービス業、⑤生活関連サービス業、⑥娯楽業（ただし、風俗営業、チェーン店等は除く）

検討している業種が支援の対象とならない可能性もあるので、個別に確認をお願いします。

※地域経済の活性化を図るため、店舗起業事業を推進するほか、雇用機会の創出を図るため、製造業を推進する。また情報通信業については、地方での普及・定住を推進するため支援対象としました。

**Q2**  任意団体は対象となるのか？

A2  町内の金融機関から3年以上の長期の融資を受けていることが条件となりますので、任意団体は対象となりません。

**Q3**  申請はどうすれば良いのか？

A3  申請については、対象となるかなど、申請前に十分に相談をお願いしたい。また、対象事業者の要件に商工会経営指導員の指導を受ける必要があるため、事前に相談をお願いします。

**Q4**  既に開業しているものは対象となるのか？

A4  対象とならない。申請日時点で、既に開業しているものは、対象となりません。新たに起業し開業するものを支援するものです。

**Q5**  対象者が所有している土地、または建物で、新たに創業する場合は対象となるのか？

A5  対象に成り得る。ただし、支援の対象となるのは、新たに創業するものが対象となる。既存事業所の改修（改修とみなされるものを含む）は対象外となります。

**Q6**  親族が経営している事業所の譲渡を受ける場合は、支援の対象になるか。

A6  経営者の変更と考えられるので、新たな事業所の開設とは認められないため対象となりません。

**Q7** 現在、事業をしており、今の事業所を改修し、業種を変更した場合は支援の対象となるのか？

A7 新たに起業する事業所とは認められないので対象となりません。

**Q8** 対象者が過去に経営し、既に空き店舗、遊休施設となっている事業所を「対象者の子など」が新たに事業を開始した場合は、支援の対象となるか？

A8 全く別の事業であるなど、事業所の継承ではなく、起業出店と認められる場合は、支援の対象となり得ます。

**Q9** 他者が経営していた飲食店等の空き店舗を買い取り、又は賃貸借し、新たに飲食店等を開業した場合は支援の対象となりますか？

A9 単なる経営者の変更ではなく、起業出店と認められる場合は、支援の対象となり得ます。

**Q10** 対象者は志賀町民に限られるのか？

A10 限られます。志賀町内に新たに事業所を起業する個人、法人で、志賀町民である方が対象です。

事業開始までに志賀町へ転入し、町民になられた方は対象となります。

**Q11** 町内金融機関からの融資が受けられない者は、支援の対象とならないのか？

A11 支援の対象とはなりません。

**Q12** 建物を建て替える場合は、対象となりますか？

A12 新たな事業所の開設に限られます。創業のための既存の建物の改築、改修は対象となります。

**Q13** 町内金融機関から融資があれば、必ず支援の対象となるのか？

A13 志賀町でも、独自に事業採算性、公益性の審査を行うため、必ず支援を受けられるものではありません。

**Q14** 土地、建物を借りた場合、賃借料は対象経費としてなるのか？

A14 土地、建物の賃借料は対象となりません。

土地を賃貸し、建物を新築又は既存建物を購入した場合は、建物の建築費、建物の購入費、改修費が要件を満たせば対象となります。

**Q15** 配達などに使用する車輛は対象経費とはならないのか？

A15 車輛は支援の対象とはなりません。

**Q16 運送業は対象の業種にならないのか？**

A16 運送業は対象業種に含まれておりません。

**Q17 飲み屋を開きたいのですが、対象となりますか？**

A17 居酒屋ならば深夜0時以降まで営業しようとする場合は、保健所の許可に加えて警察署の許可も必要になります。

その場合、風営法の第33条 深夜酒類提供飲食店営業となるので、対象外となります。

**Q18 所得税法 229 条とは？**

A18 (開業等の届出) のことで居住者又は非居住者は、国内において新たに不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を開始し、又は当該事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを設け、若しくはこれらを移転し若しくは廃止した場合には、財務省令で定めるところにより、その旨その他必要な事項を記載した届出書を、その事実があつた日から1月以内に、税務署長に提出しなければならない。という法律です。

**Q19 日本フランチャイズチェーン協会に加入していないフランチャイズ企業は補助対象となるのか？**

A19 協会へ加入していなくても、フランチャイズと認められるものについては対象にはなりません。